



令和 7 年 3 月 1 9 日
中 部 地 方 整 備 局
木 曽 川 下 流 河 川 事 務 所

不法に河川空間を占拠している係留船の解消に向け 新たな計画による取り組みを進めます ～安全安心できれいな水辺を取り戻す～

木曽川下流河川事務所の管内には不法係留船が多数散在しており、計画的な不法係留船対策を講じるため、平成 23 年に「木曽三川下流部不法係留船対策に係る計画書」を策定、引き続き平成 30 年には同計画（第 2 次）を策定し、対策を進めてきました。

しかし、現在でも三桁に及ぶ不法係留船が依然として残存しているため、今回あらたに第 3 次計画を策定し、計画的かつ段階的に不法係留船対策を実施していきます。

1. 計画概要

- | | |
|--------|--|
| ◎策 定 日 | 令和 7 年 3 月 1 2 日 |
| ◎計画期間 | 令和 7 年度 ～ 令和 1 6 年度(10 年間) |
| ◎計画範囲 | 木曽川下流河川事務所管内 |
| ◎目 標 | 地域にとって支障となる船舶については本計画対象期間を目途に解消できるよう優先的に対策に取り組む |
| ◎重点施策 | ①重点的撤去区域の拡大
②重点的撤去区域外における指導等強化
③変形護岸の適正化推進 |

2. 配布資料

- ・木曽三川下流部不法係留船対策に係る計画書（第 3 次）概要版
※第 3 次計画本文は、こちらより当事務所ホームページをご覧ください
<https://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/keikaku/keiryusen.html>
- ・計画周知チラシ

3. 配 布 先

桑名市政記者クラブ、大垣市政経済記者クラブ、
中部地方整備局記者クラブ

（お問合せ先）

国土交通省 中部地方整備局 木曽川下流河川事務所
副所長 森下 哲也 占用調整管理官 西堀 正
T E L : 0 5 9 4 - 2 4 - 5 7 1 8
F A X : 0 5 9 4 - 2 4 - 5 7 2 5



放置船に 困っています。

ずっと使われないで置いてある船が
なければ、もっとキレイな景色なのに

とても使えそうにない船だけど
誰が、いつ片づけてくれるの？

ずいぶん古そうだけど
燃料とか漏れ出したりしないの

大雨や台風で川が増水したら
あの船はどうなるの

誰かが放置した船の処分に
私たちの税金が使われるの

壊れている船に
子どもが近づいたらどうするの



木曽三川を美しく、安全に。

木曽三川
下流域には
100 隻を超える
不法係留船

放置船の主なリスク



河川景観の悪化



環境汚染の危険



災害被害の拡大

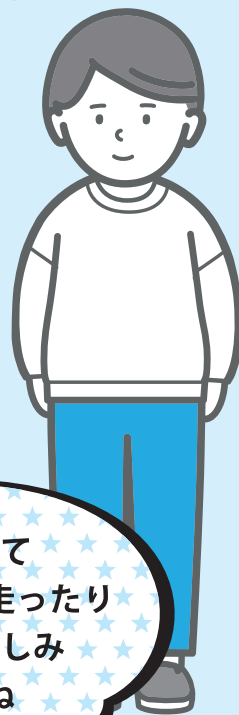
放置船などの 不法係留船対策を進めます。

木曽三川の下流部では、使わなくなって放置された船や、許可なく川にとめられた船が 100 隻以上もあり、美しい景観を台無しにしています。また、船の燃料が流れ出し環境を汚染したり、豪雨や台風で流されて橋や水門などの河川施設をこわす危険もあることから、地域の問題となっています。そこで、令和 7 年度から 10 年を目途に解消できるよう、対策を強化して取り組んでいきます。

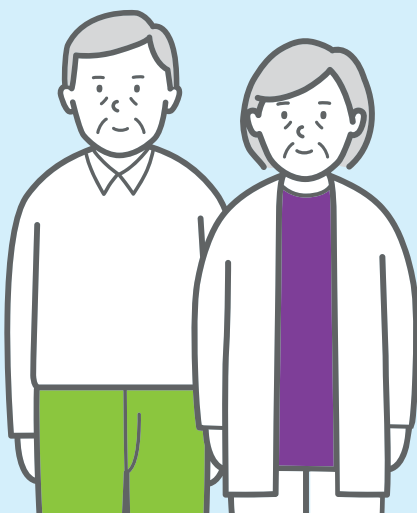
対策について詳しくはコチラから▶



木曽三川から、すぐに
放置船を無くして
いかない

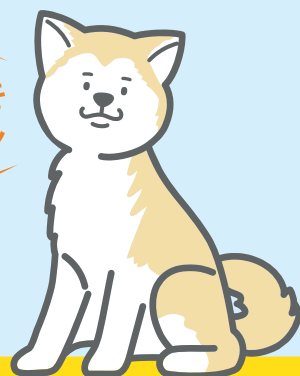


安全安心で
美しい水辺を
子ども達に残して
いきたいね



安心して
思いっきり走ったり
自然を楽しみ
たいね

きれいな河川敷を
駆け回りたいワン



国土交通省 中部地方整備局
木曽川下流河川事務所

お問い合わせ先 占用調整課

0594-24-5718

cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/

〒511-0002
三重県桑名市大字福島 465



木曽三川下流部における 不法係留船対策に係る計画（第3次）

【概要版】

令和7年3月

国土交通省中部地方整備局
木曽三川下流部船舶対策協議会

第2次計画期間での課題

I. 不法係留船対策における現状と課題

1. 不法係留船対策に係る計画の策定

不法係留船

河川管理上の
様々な問題を惹起

洪水流下の阻害

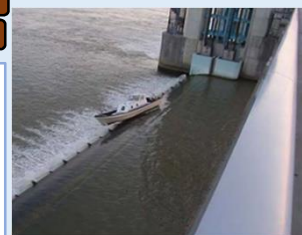
油漏れ

景観の阻害

河川管理施設の損傷

一般の自由使用妨げ

- ◆ 不法係留船の数が多く、場所も散在しているため、計画的且つ段階的に対策を講ずるべく協議会設置、第1次及び第2次計画を策定し、取組を推進
- ◆ 一層の不法係留船削減に向けて、現計画を**見直し**、第3次計画を策定する



長良川河口堰に漂流した
不法係留船

2. 河川法施行令に基づく放置禁止指定

- ◆ H30年度 管内全域を船舶の放置禁止指定 罰則適用の対象に

二次計画内での
新たな取り組み

3. 木曽三川下流部における不法係留船の現状

- ◆ H28年度: **304**隻 → R5年度末: **188**隻 順調に数を減らすも**未だ多数の不法係留船**が存在

4. 重点的撤去区域等における不法係留船対策

- ◆ 第1次計画において、**ケレップ水制群、船頭平木曽川水路及び西川地先、油島地先**を**重点的撤去区域に設定**し、また、暫定係留施設である船頭平の防災船着場の是正措置等を実施することにより、約100隻の不法係留船撤去を行ってきたが、**未だ全面的な解消には至っていない**



重点的撤去区域の状況(R4.1)
海津市 油島地先



木曽三川下流部における不法係留船数の推移

5. 変形護岸の維持管理の主な課題

- ◆ 近年は**漁協等が解散**し、係留対象船舶ではなくなる例が散見
- ◆ ナンバープレート未設置や剥がれた船舶があり、**占有者が係留施設内の船舶の状況を把握しきれていない**ケースあり
- ◆ 洪水時等における**十分な安全対策を事前に定めていない**施設がある

6. 恒久的係留・保管施設

- ◆ 船舶所有者の責任において**係留・保管場所確保に努めるよう意識啓発**が必要

7. 関係機関との連携

- ◆ 残る188隻の船舶への各種対策の実施において**一層の関係機関の連携・協力**が必要不可欠

不法係留船の状況・第2次計画期間での課題・法整備の拡充を踏まえ、第3次計画を策定

第3次計画の基本的事項

Ⅱ. 不法係留船対策に係る基本的事項

1. 目的

- ◆我が国最大の海拔ゼロメートル地帯を有し、南海トラフ地震の発生が危惧される当地域において、河川管理上の支障となる不法係留船について、関係機関と連携・協力して対策を実施

2. 対象期間

- ◆令和7年度から令和16年度までの10カ年間

3. 対象区域

- ◆木曽川、長良川及び揖斐川の木曽三川下流部（木曽川下流河川事務所管内）

4. 目標

- ◆洪水時の流下阻害、洪水・高潮・津波による船舶流出による河川管理施設や家屋等への被害、燃料の漏出による水質汚濁、景観の阻害、一般公衆の自由使用の妨げ等**地域にとって支障となる船舶については本計画対象期間を目途に解消できるよう優先的に対策に取り組むことを目指す。**また最終的には、重点的撤去区域を木曽三川下流部全体に設定し、すべての不法係留船を解消することを目標としていく。

5. 目標の達成に向けて実施する重点施策

- (1) 重点的撤去区域の拡大
 - ◆不法係留船が多い場所を対象に、洪水・津波・高潮による災害発生時の河川管理施設への被害防止、舟運利用の保全、河川環境の保全等を考慮のうえで、強制的な撤去等の措置を含む対策に優先的に取り組む重点的撤去区域を順次拡大する。
- (2) 重点的撤去区域外における指導等強化
 - ◆船舶所有者調査、看板設置や合同パトロール等を通じてより強い指導を行うとともに、特に悪質なものは罰則の適用に向けた措置を行い、移動、撤去を促していく。また治水上支障がある船舶については強制的な撤去等の措置を実施していく。
- (3) 変形護岸の適正化推進
 - ◆変形護岸における係留船舶の適正な管理のため、定期的な調査・監視により所有者等を確実に把握するとともに、所有者不明状態・放置・廃船化防止のための係留許可条件等を定める。

Ⅲ. 不法係留船対策に係る実施事項

役割分担

- ◆各実施項目については、協議会の場を活用しつつ、関係機関との役割分担を明確にした上で連携・協力しながら推進するとともに、PDCAサイクルにより継続的に評価・改善等を行うものとする。

【関係機関が連携して実施する事項】

- ・年次計画の立案、見直し
- ・係留候補地の選定・調整(河川管理者・自治体)
- ・合同パトロール
- ・変形護岸等占用施設の整理・集約(河川管理者・自治体)
- ・意識啓発活動及び広報活動

【主に国土交通省(河川管理者)が実施する事項】

- ・重点的撤去区域の船舶の強制的な撤去等の措置
- ・重点的撤去区域以外の船舶の調査、撤去指導
- ・変形護岸等占用施設の維持管理に関する指導・調整

【主に県・市町(占有者等)が実施する事項】

- ・占用施設における係留船舶利用実態調査
- ・係留船舶の許可・更新
- ・変形護岸等占用施設の維持管理
- ・係留・保管に関する条例制定に向けた検討

【主に警察・海上保安庁が実施する事項】

- ・強制的な撤去等の措置への協力
- ・合同パトロール

第3次計画での実施事項

不法係留船対策の実施事項・関係機関ごとの役割を具体的に記載

Ⅲ. 不法係留船対策に係る実施事項

1. 関係機関との連携による対策推進

- ◆ SNSやイベントの活用など、効率的・効果的な手法を用い**広報活動**に取り組む
- ◆ 放置禁止指定に基づき、**合同パトロール**により指導、**特に悪質なものは罰則の適用を視野**
- ◆ 占有者である自治体と河川管理者が連携、係留施設内の船舶の所有者等の状況把握、情報共有を図り、適切な管理体制の構築に努める

2. 計画的な不法係留船対策

- ◆ 重点的撤去区域を**順次拡大**。拡大に先立ち、対象箇所付近の漁船等生業船の係留候補地を自治体等が河川管理者と調整の上、恒久的に占有。
- ◆ 重点的撤去区域のうち、対策未完了箇所は、漁船等生業船の係留場所を調整のうえ、**強制的な撤去等の措置**
- ◆ **重点的撤去区域以外の河川区域についても、船舶所有者の調査、移動先情報の提供、看板設置や合同パトロールなどを通じた撤去指導を行いつつ、治水上支障がある船舶については強制的な撤去等の措置**
- ◆ 所有者不明船は簡易代執行、廃船処理により対策を推進



代執行の実施の様子
(R4 鍋田川上水門)

3. 変形護岸の適正な維持管理

(1) 係留許可船舶の適正な管理のために講じる主な措置

- ◆ 変形護岸に許可係留できる船舶は、「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」に限定。漁協規模の縮小化、解散等が生じた際、引き続き係留を希望する場合は、**他の漁協等への加入や漁業生産組合の設立を促す**。
- ◆ 連続した番号を船舶に割り振ったナンバープレートの船外貼付を義務づけ
- ◆ 占有者が係留許可・更新する際は、船舶所有者不明状態等を防止するため、**第2連絡先の確認、船舶撤去に関する第三者の関与等**、係留許可条件を定める
- ◆ 変形護岸係留船舶の所有者は、**出水時等における船舶の避難場所を確実に確保し**、占有者は**避難方法を維持管理計画書に明記**する

(2) 変形護岸の適正な維持管理

- ◆ 変形護岸内の維持管理は、**費用負担を含め占有者または利用者が行う**
- ◆ 係留船舶が減少している変形護岸については実態調査を基に協議し、整理・集約を進めるとともに、係留船舶が存在しない変形護岸は**占用廃止し、必要に応じて締め切り等を実施**



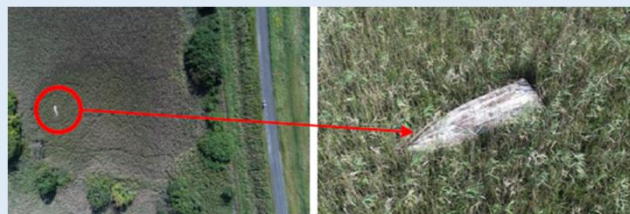
変形護岸の締め切り(下坂手)

4. 既存の恒久的係留・保管施設の活用

- ◆ 既存の恒久的係留・保管施設の利用状況や活用方策等に関する情報を関係者間で共有し、プレジャーボートの既存施設への移動を支援
- ◆ 水域のみでは係留・保管容量に限りがあることから、自治体において自宅等陸上での保管も視野に入れた**条例の制定を検討**

5. 不法係留船のモニタリング

- ◆ 変形護岸の係留船舶の状況を把握する係留利用実態調査、変形護岸外の状況を把握する**巡視調査を継続して実施**
- ◆ 船舶の現状把握にあたっては、UAVの活用等により効率的・効果的に実施



UAVを活用した船舶の確認

第3次計画での実施事項と年次計画

IV. 不法係留船対策に係る年次計画

1. 不法係留船対策に係る年次計画

◆不法係留船対策の実施年度は下記のとおりとする。

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
関係機関との連携による対策推進	船舶所有者調査									
	広報、放置禁止指定に基づく対策の推進									
重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策	漁船等生業船係留候補地の占用、簡易代執行・廃船処理、合同パトロール									
	重点的撤去区域の拡大(係留施設の調整、重点的撤去区域指定、強制的な撤去等の措置)									
	指定済み区域等における年次計画(強制的な撤去等の措置、継続的な監視)									
変形護岸の適正な維持管理	ナンバープレート設置、維持管理計画書への記載(避難方法、浸漬等)									
	一時的に係留を認めていた施設における船舶の強制的な撤去、係留箇所の整理集約									
	実態調査を活用した定期的な調査・指導・監視、変形護岸の維持管理、変形護岸の整理・集約									
既存の恒久的係留・保管施設の活用	条例制定に向けた検討									
	既存施設に関する情報共有									
不法係留船舶のモニタリング	巡視調査、係留船等実態調査									

2. 重点的撤去区域に係る年次計画

(1) 重点的撤去区域の設定状況

◆第1次計画で設定した以下の区域を、引き続き重点的撤去区域とする。

- ① 平成26年4月14日公示 海津市海津町油島地先(治水神社から大江樋門付近 揖斐川左岸13.6k 付近から14.6k 付近)
- ② 平成24年4月11日公示 桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路(木曾川右岸10.4k 付近から12.6k 付近)
- ③ 平成23年6月22日公示 ケレップ水制群(木曾川右岸14.0k から24.4k 付近)

(2) 指定済み区域等における年次計画

◆指定済みの重点的撤去区域における対策実施年度は、不法係留実態、措置の周知及び準備期間等を鑑み下記のとおりとする。

- ① 海津市海津町油島地先(治水神社から大江樋門付近 揖斐川左岸13.6k 付近から14.6k 付近)
令和7年度～11年度 強制的な撤去等の措置
令和12年度～16年度 継続的な監視
- ② 桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路(木曾川右岸10.4k 付近から12.6k 付近)
令和7年度～11年度 強制的な撤去等の措置
令和12年度～16年度 継続的な監視
- ③ ケレップ水制群(木曾川右岸14.0kから24.4k付近)
令和7年度～16年度 継続的な監視

(3) 重点的撤去区域の拡大に係る年次計画

◆重点的撤去区域の拡大は揖斐川上流域を候補とし、拡大に先立ち、対象箇所付近の漁船等生業船の係留候補地を自治体等が恒久的に占用し、その後重点的撤去区域を指定する。

令和7年度～16年度

係留施設の調整、重点的撤去区域指定、強制的な撤去等の措置

